

薬剤師国保では事業主・従業員及びその家族の調剤報酬の請求について制限をしておりますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

■ 自家調剤における制限事項一覧

令和4年4月1日

(○は請求可、×は請求不可)

調剤報酬の内訳		本人	家族	
請求項目	調剤技術料	調剤基本料	○	○
		薬剤調製料 内服薬・内服用滴剤・屯服薬・浸煎薬・湯薬	○	○
		注射薬・外用薬	○	○
		無菌製剤処理加算	○	○
		麻薬・向精神薬・覚せい剤原料・毒薬加算	○	○
		嚥下困難者用製剤加算	×	×
		時間外・休日・深夜加算	×	×
		夜間・休日等加算	×	×
		自家製剤加算	×	×
	計量混合調剤加算	×	×	
	在宅患者調剤加算	×	×	
	薬学管理料	調剤管理料	×	×
		服薬管理指導料	×	×
		かかりつけ薬剤師指導料	×	×
		かかりつけ薬剤師包括管理料	×	×
		外来服薬支援料	×	×
		服用薬剤調整支援料	×	×
		服薬情報等提供料	×	×
		在宅患者訪問薬剤管理指導料	×	×
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		×	×	
在宅患者緊急時等共同指導料		×	×	
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	×	×		
経管投薬支援料	×	×		
退院時共同指導料	×	×		
薬剤料	○	○		
特定保険医療材料	○	○		

※自家調剤とは、保険薬剤師が自己の開設または所属する薬局において、薬剤師自身及びその家族、従業員組合員とその家族に対して（本店、支店を問わず）行う保険調剤のことです。